

10 地域における医師の確保対策について

地域において適切な医療を享受できる体制を整備するため、医師不足地域の医師確保対策を充実すること。

【背景理由等】

四国の各県においては、山間部や離島などのへき地のみならず、県庁所在地以外の医療機関を中心に依然として深刻な医師不足が続いており、医師確保対策が課題となっています。

このような中、平成 30 年度から開始された新専門医制度では、地域偏在を解消するため、専門医資格の更新時に 1 年間の地域勤務を要件とすることなどが議論されていますが、運用にあたっては地域の実情に即した制度設計が望まれます。

また、令和 2 年度に開始された「医師不足地域で勤務した医師を認定する制度」については、認定医師に対するインセンティブを充実させることにより制度の効果を高めるなど、早急により具体的かつ効果的な対策を実施する必要があります。

【具体的な提言事項】

(1) 専門医資格の更新において比較的医師が少ない都道府県での勤務の義務化等実効性のある対策の構築

専門医資格の更新について、更新 1 期目までに最低 1 年間を医師が比較的少ない都道府県で勤務し診療実績が認定された場合は、更新に必要な講習の受講が一部免除となるが、1 年間の勤務は義務ではないことから、当制度の効果は不透明である。比較的医師が少ない都道府県で勤務することを義務とするなどの実効性のある対策を講じること。また「比較的医師が少ない都道府県での勤務」については、各県が策定した医師確保計画での医師少数区域等のもとより、周産期医療に携わる産科・小児科の医師など、地域での確保が困難な診療科を対象とするなど、地域の実情に即した制度設計とすること。

(2) 医師不足地域で勤務した医師を認定する制度の普及

医師不足地域で勤務した医師を認定する制度について、管理者要件に認定医師であることを加える病院の範囲の拡大を早期に検討すること。あわせて、医師不足地域における経験期間を延長するなど認定要件をより充実させるとともに、認定医師が所属する医療機関への補助金に係る国の負担率の引上げを行うこと。